

(四) 議案案ハ一ヶ月平均ニ四分ニ付キ、一月ニシテハ其ノ中
 モノハ一平均十錢以上其ノ中モ
 (五) 議案案ハ平均日給額一圓二十錢以上、二圓以上ニ
 成ルル時

議案案ニ付キ委員ノ議決アリテ委員ハ其ノ中ニ列テ審議ノ結果
 決定スル

亦六案ニ一以上委員ノ議決アリテ委員ハ其ノ中ニ列テ審議ノ結果
 決定スル

(六) 聯合公署ノ件

(七) 長條田遺棄立ノ件

ノ件

(八) 江蘇省駐劄ノ總辦ニ付シテ支給ハ其ノ中ノ最高額ニ付シテ

ハ總辦賞與改善ノ件

附屬法人協同會大阪支所

附屬法人協同會大阪支所

八九日分、乙ハ八日分ト謂フ如キ割合ニ賞與ヲ受ケ居ル
 モ、其反面ニ二日以上缺勤シタル時ハ九日分ヨリ五日分
 ヲ引キ、尙七日以上缺勤シタル場合ハ「ゼロ」ニナスベ
 キ規定ナリシヲ、一日缺勤スルトキハ一日分丈ケ減ズル
 様改正スルコト

(六) 議案案ハ從來一ケ年ニ三月分、二ケ年ニ五日分ト謂フ
 規定ナルヲ、一ケ年ニ三分、以後一ケ年ヲ増ス毎ニ三
 日分ヲ増ス事ニ改正スルコト

(二) 議案案ハ現在工程者退職ノ際ハ退職當時ノ日給額ニ依
 リ計算セラレ居ルヲ在職中ノ最高日給額ニ依リ計算支給
 セラルル様改正ノ事

以上四案ノ議題ニ供シ採決ニ入り異議ナク可決
 次ノ委員ヨリ(六) 議案案ハ提案者ヨリ撤回シ(八) 議案案ハ昇給

高給與議ナク可決